

## 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂に伴う 上田市公共施設マネジメント基本方針の改訂について

### 1 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針について

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要なことから、総務省は各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定の推進を要請するとともに、計画策定にあたっての指針を策定したものを。

上田市では、この要請を受け、上田市行財政改革推進委員会での諮問・答申を経て「上田市公共施設白書」及び「上田市公共施設マネジメント基本方針」を策定した。

### 2 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について

総務省からの要請を受けた全国の地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画の策定に着手し、平成 30 年 10 月時点で 99.7%の地方公共団体が策定済みとなっている。

こうした中、総務省では、各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させるため「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂した。

この指針の改訂に伴い、平成 33(2021)年度までに地方公用団体における総合管理計画の改訂について要請があった。

#### ◆ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針の改訂概要 【別紙「改訂概要」参照】

##### 1 総合管理計画の推進体制等について

- (1) 全庁的な体制構築
- (2) PDCA サイクルの確立

##### 2 総合管理計画の充実について

- (1) 総合管理計画の不断の見直し・充実
- (2) 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み
- (3) ユニバーサルデザイン化の推進方針

### 3 上田市公共施設マネジメント基本方針の改訂について

現在、策定を進めている施設類型ごとの整備計画である「個別施設計画」策定後に必要な改訂を行うこととするが、ユニバーサルデザイン化の推進方針については、公共施設の多様な利用者への対応についての考え方の明文化や施設整備等における財源確保の観点から、改訂を行う。

#### (1) 総合管理計画の推進体制等について

##### ア 全庁的な体制構築 **【改訂不要】**

すでに規定しており、改訂不要。(基本方針 第1章 第3節 推進体制)

##### イ P D C Aサイクルの確立 **【平成 33(2021)年度改訂予定】**

上田市公共施設マネジメント基本方針の推進のための計画として、施設類型ごとの個別施設計画の策定を進めており、国の指針では平成 32 年度までの策定が求められている。

この個別施設計画の進捗管理を行う中で、上田市公共施設マネジメント基本方針の見直し等を含めた評価を行うための PDCA サイクルを構築するものとし、個別施設計画策定後に改訂を行う。

#### (2) 総合管理計画の充実について

##### ア 総合管理計画の不断の見直し・充実 **【改訂不要】**

すでに規定しており、改訂不要。(基本方針 第1章 第2節 対象期間)

※ 個別施設計画に基づく反映等が必要な場合は、個別施設計画策定後に検討する。

##### イ 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み **【平成 33(2021)年度改訂予定】**

個別施設計画の策定後に、各計画に基づく施設更新等にかかる中長期的な経費見込みを集約し、結果を反映させた改訂を行う。

##### ウ ユニバーサルデザイン化の推進方針 **【今年度改訂予定】**

これまで、施設整備の実施にあたっては、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン化を推進してきたところであるが、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、公共施設の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、推進方針を総合管理計画へ記載することが求められている。

また、各地方公共団体における計画の一層の促進を図るための財源措置として、施設の集約化や複合化に活用できる「公共施設適正管理推進事業債」の対象事業にユニバーサルデザイン化事業が追加された。この起債を活用する場合には、公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針の記載が要件となっていることから、追記を行う。

# 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

## 総合管理計画の推進体制等について

### 1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

### 2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

## 総合管理計画の充実について

### 3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

### 4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。  
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間:30年程度以上
- ・会計区分:普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分:建築物及びインフラ施設
- ・経費区分:維持管理・修繕、改修及び更新等

### 5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。



## 第2節 【公共施設5原則】の具体的な考え方

### 1 公共施設のあり方を見直し総量の縮減を目指します

- ① あり方を見直し、主な利用者が特定の団体等に限定されている施設はその関係団体等へ、民間で運営できる施設は民間事業者等へ、施設の譲渡を検討します。
- ② あり方を見直し、当初の設置目的が失われた施設、時代の変化等により社会的役割が低下した施設、民間の施設でも役割を担える施設等については、必要な機能を移転などで確保しつつ廃止することを検討します。
- ③ 廃止を検討する施設のうち、耐震性があり、かつ耐用年数が一定程度残っているものは、他用途への転用や、建物等を含めた売却などの利活用を検討します。老朽化等で危険性が高いものは、立入禁止や施設の解体などにより安全を確保します。
- ④ 施設を廃止し建物等を解体した後の跡地は、原則として売却し収入の確保を図ります。また、敷地の規模や立地条件等に応じ、他用途への転用や民間への譲渡など、経費節減や人口・税収の増加等が期待できる利活用の方策なども検討します。

### 2 公共施設を適切に維持管理し耐用年数まで大切に使います

- ① 可能な限り耐用年数（※参照：P31 用語解説）まで更新を控え、今ある施設を大切に使います。
- ② 施設管理者の巡回などによる目視点検や専門技術者による定期点検等の点検・診断（※参照：P32 用語解説）を実施し、適切に維持管理します。また、その点検・診断の情報を固定資産台帳に集約・蓄積し、施設の改修計画等に活用することを検討します。
- ③ 予防保全（※参照：P32 用語解説）の手法を取り入れ、計画的なメンテナンスを実施することで、中長期での維持管理費の平準化や縮減を図ります。
- ④ 必要な施設の耐震化（※参照：P33 用語解説）を、耐用年数、耐震化に要する費用、更新する場合の費用、財源など、中長期での費用対効果を検討した上で実施します。耐震化の費用対効果が低い場合は、原則として施設を更新します。
- ⑤ 必要な施設の長寿命化（※参照：P34 用語解説）を、劣化の状況、耐用年数の残り、長寿命化に要する費用、更新する場合の費用、財源など、中長期での費用対効果を検討した上で実施します。また、予防保全の手法を活用し、低コストで長寿命化を図ることを目指します。
- ⑥ 耐震化や長寿命化の実施の際のほか、施設の利用状況等に応じ、多様な利用者の利便性の向上を図るため、バリアフリー化（※参照：P34 用語解説）やユニバーサルデザイン化（※参照：P35 用語解説）を推進します。

- ⑦ PPP（※参照：P35 用語解説）による民間活力の導入を積極的に行い、これまでも実績がある管理運営の一部又は全部の民間委託、指定管理者制度、公共施設の民営化などにより、民間が持つノウハウを施設の維持管理に活用します。

### 3 公共施設を整備する際は統廃合などを検討します

- ① 新たな施設を建設する際は、広域的な視点で老朽施設や類似施設の統廃合を検討し、施設の複合化を推進します。
- ② 既存施設を更新する際は、新たな施設を建設する場合と同様に統廃合を検討するほか、他施設の転用や利活用可能スペースへの移転などにより、施設の複合化を推進します。また、原則として従前よりも延床面積を縮減しつつ整備します。
- ③ 新たな施設の建設や既存施設を更新する際は、多様な利用者の利便性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ④ PPP（公民連携）による民間活力の導入も視野に入れ、公設民営、民設民営、民間施設との複合化、PFI（※参照：P35 用語解説）による施設整備など、民間が持つノウハウを活用できる様々な整備手法を検討します。

### 4 公共施設の集約化とネットワーク化によりコンパクトシティを推進します

- ① 公共施設の再配置（※参照：P35 用語解説）などにより都市機能の集約化を図るとともに、小さな拠点の創出とそれを結ぶネットワークによる連携で、コンパクトシティを推進します。
- ② 国・県をはじめとする他機関や近隣自治体等の施設と役割を分担するなど、広域連携を図ります。
- ③ 市民生活の充実と活性化に向け、総合計画や都市計画など他の施策との連携を図ります。

### 5 公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます

- ① 積極的な情報発信と市民意見の反映に努め、市民との情報共有を進めます。
- ② 市民の理解と協力のもとで、公共施設マネジメントに取り組みます。

## 【公共施設5原則】

### 1 公共施設のあり方を見直し総量の縮減を目指します

あり方の見直し

関係団体や民間事業者等への施設の譲渡を検討

施設の廃止や利活用を検討

経費節減  
収入確保

### 2 公共施設を適切に維持管理し耐用年数まで大切に 使います

適切な維持管理と点検・診断に基づく予防保全

費用対効果を検討

耐震化・長寿命化

バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

民間活力の導入(民間委託、指定管理者制度、民営化など)

### 3 公共施設を整備する際は統廃合などを検討します

新たな施設を建設する際はそこに他施設の統廃合を検討  
既存施設を更新する際は他施設の統廃合のほか  
従前よりも延床面積を縮減しつつ整備

民間活力の導入(民間施設との複合化、PFIの検討など)

### 4 公共施設の集約化とネットワーク化によりコンパクト シティを推進します

小さな拠点の創出とネットワークによる連携、広域連携、他の施策との連携

### 5 公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます

必要なサービスの提供を継続

## 第3節 【インフラ3原則】の具体的な考え方

### 1 インフラを適切に維持管理し耐震化と長寿命化に努めます

- ① 本基本方針と施設所管部署等で策定する個別の方針や計画等との整合を図りつつ、インフラを適切に維持管理します。また、方針や計画等が未策定のインフラについては、本基本方針を踏まえ、施設所管部署等において必要な方針や計画等を策定します。
- ② 点検・診断を実施し、インフラを適切に維持管理します。また、その点検・診断の情報を固定資産台帳に集約・蓄積し、改修計画等に活用することを検討します。
- ③ 予防保全の手法を取り入れ、計画的なメンテナンスを実施することで、中長期での維持管理費の平準化や縮減を図ります。
- ④ インフラの耐震化、及び長寿命化を計画的に進め、安全性を確保しつつ更新費用の平準化を図ります。また、予防保全の手法を活用し、低コストで長寿命化を図ることを目指します。
- ⑤ 道路や橋梁などの歩行者等が利用するインフラの耐震化や長寿命化の実施の際のほか、各インフラの利用状況等に応じ、多様な利用者の利便性の向上を図るため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

### 2 インフラを更新する際は可能な限りダウンサイジングを目指します

- ① 既存のインフラで規模の縮小や区域等の統廃合が可能なものについては、ダウンサイジング（※参照：P35 用語解説）を目指すことで、維持管理費の縮減や将来更新費用の平準化を図ります。
- ② インフラの新規整備は可能な限り抑制し、必要なものを最小限の規模で整備します。
- ③ 国・県をはじめとする他機関や近隣自治体等と役割を分担するなど、広域連携を図ります。
- ④ コンパクトシティの実現に向け、総合計画や都市計画など他の施策との連携を図ります。

### 3 インフラを含む公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます

- ① 積極的な情報発信と市民意見の反映に努め、市民との情報共有を進めます。
- ② 市民の理解と協力のもとで、インフラを含む公共施設マネジメントに取り組みます。



## 用語解説

本基本方針で用いた用語のうち、主なものを以下に解説します。

### バリアフリー

障がいのある人や高齢者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障がい等によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。